

「玉掛け業務従事者安全衛生教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条の2第2項、安全衛生教育指針により、玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年を経過した方等に対し、最新の知識や技能を取得するために安全衛生教育を行うことが定められています。

このたび、会員事業場のご要望もあり当協会として初めてとなる標記の教育を下記により開催いたしますので、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

学科講習実施要領（講習会場には駐車場はありません。）

- 日時 令和6年6月6日（木） 9:20～16:10（受付は9:00から）
- 場所 神戸西労働基準協会研修室
（神戸市兵庫区水木通 7-1-18 メラード大開北館 2階）
- 教育内容と教育時間

教育内容	時間割	時間
教育内容説明等	9:20～9:30	
①最近の玉掛け用具等の特徴	9:30～10:30	1時間
②玉掛け用具等の取扱いと保守管理 （途中昼休憩 50分）	10:40～14:20	2.5時間
③災害事例及び関係法令	14:30～16:10	1.5時間
修了証交付	16:10	



- 受講対象者 玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年以上経過した方
- 定員 60名（定員になり次第締め切ります。）
- 受講料 1名につき **7,590円**（非会員 **9,790円**） 消費税、テキスト代含む
一旦納入された受講料は返還致しません。受講者を変更する場合は講習日の5日前までに申し出下さい。
- 申込方法
 - 神戸西労働基準協会 HP「講習会の申込み」からWEB予約ができます。
（兵庫労働基準連合会ネット予約システム）
 - 予約の際、玉掛け技能講習修了証の写しをアップロードして下さい。
 - 申込期日は、学科講習実施日の1週間前まで。
 - 受講料の振込先は、**三井住友銀行長田支店普通預口座金 3344946 神戸西労働基準協会**
（振込手数料はご負担願います）
 - インボイス対応の適格請求書／領収書、受講票（入金確認後）は、ダウンロードが可能です。
- 修了証の交付
教育終了後、修了証を交付します。当日はハンコをご持参下さい。
- その他
 - 受講当日の遅刻又は早退は無効とします。（時間厳守）
 - 受講者は、受講票を受付に提出して下さい。
 - 受講者は、筆記用具（黒鉛筆）をご持参下さい。
 - 個人情報、この講習に関する事務以外は使用致しません。
 - 本講習のお問い合わせは、神戸西労働基準協会（電話 078-577-5639）までお願いします。